

[検討事項] □ 請願・陳情者からの意見聴取

1. 考え方について

議会は、請願及び陳情の審議等にあたっては、必要に応じて請願や陳情の提出者の意見を聴いたうえで、審議等を行うとともに、当該請願者又は陳情者から申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

2. 福島市議会の状況

■ 委員会に請願・陳情審査のため、参考人として提出者の出席を求め意見を聴取した事例・・・先例 273

- ・ H16. 3. 2 合併問題調査特別委員会「福島市に対し合併協議会の設置を求めることについて」の請願、陳情等の審査
- ・ H16. 12 月定例会 総務常任委員会「市道浜田町・春日町線の一部廃止に反対することについて」の請願審査
- ・ H18. 2. 14 経済民生常任委員会「食用廃油ディーゼル燃料化に関することについて」の陳情審査

■ 請願・陳情の取り扱いについて・・・先例 282 ※一部抜粋

(3) 陳情は原則として請願に準ずるが、次に該当するものは議長限りとする。

- ① 市外在住者から郵送で提出されたもの。
- ② 市当局の所管する事務でないもの。(意見書の提出を求めるものを除く)
- ③ 市当局が計画にのせているもので、施行年次の促進を要望するもの。
- ④ 施設の新設、増改築を要望するもの。

3. 参考条文、参考事例等

○ 富士市 第 6 条 (市民参加及び市民との連携)

3 議会は、請願及び陳情を政策提案として受け止め、請願者又は陳情者から発言の申出があったときは、特別の事由がない限り、これを拒むことはしません。

○ 上越市 第 8 条 (市民参画及び協働)

3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

4 議会は、前項の規定にかかわらず、当該請願者又は陳情者が市民の場合で申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

○ 加西市 第 6 条 (市民参加及び情報公開)

4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提言と位置づけ、その審議及び調査にあたっては、提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障します。

○ 佐伯市 第 6 条 (市民参加及び市民との連携)

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、原則として当該請願者又は陳情をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。